

沖縄県県民の森 焚き火実施要領

令和7年8月1日
沖縄県県民の森指定管理者
沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

第1条 実施手続き

焚き火を実施する者は、実施を希望する日に、沖縄県県民の森(キャンプ場)使用申請書（以下「申請書」という。）を沖縄県県民の森指定管理者沖縄文化スポーツイノベーション株式会社（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

第2条 実施条件

- (1) 定められた区画で使用すること。
- (2) 十分な広さを確保するため、隣接する2区画以上を利用すること。
- (3) 芝生保護のため、焚き火台(火底は地面から20cm以上)、焚き火シート(焚き火台より大きめ)を使用すること。また、焚き火台に水をかけて消火しないこと。(緊急時を除く)
- (4) 木やテント等への燃え移り等に注意すること。
 - ・森林区域から5メートル以上離れる。
 - ・他の利用者から距離をとる。
 - ・周辺にある燃えやすい物の除去を行う。
 - ・焚き火に用いるのは乾いた薪のみとする。(NG例:水分を含んだ枝・生木・資材・ゴミ・本・プラスチック・県民の森園内の折った樹木等)。
 - ・焚き火台をはみ出るような大きな炎を作らない。
 - ・強風時(風速5m/s以上)は実施しない。
- (5) 燃え移った場合に備え、事前に消火用水の準備を行うこと
- (6) 燃え移った場合は初期消火に努め、即時に、指定管理者へ連絡すること。火元が大きい場合は、即時に119番へ通報すること。
- (7) 実施時間を厳守すること。(※消火時間(22時及び10時)含む)
- (8) 焚き火から離れる場合は火が完全に消えたことを確認すること。また、使用済みの灰は炊事棟にある灰捨て場へ処理すること。
- (9) 申請者が常に火の管理を行い、未成年者(18歳未満)のみでの焚き火は行わないこと

第3条 実施時間

焚き火の実施時間は、17時から22時まで(22時までに消火)、6時から10時まで(10時までに消火)とする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、超えて継続使用することができる。

第4条 実施承諾

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、焚き火の実施を承諾しない若しくは承諾を取り消すことができる。
 - (1) 実施条件が守られないおそれがあるとき。
 - (2) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがあるとき。
 - (3) 県民の森の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (4) 法令に違反、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する恐れがあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
 - (6) 暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が使用しようとするとき。
 - (7) その他、焚き火の使用が適当でないと認められるとき。
2. 焚き火の実施の承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 焚き火以外の目的で実施しないこと。
 - (2) 本(焚き火実施)要領を厳守すること。
 - (3) 焚き火実施時の安全対策に万全を期すこと。
 - (4) その他、指定管理者の指示する事項を遵守すること。

第5条 損害賠償責任

申請者は、その責めに帰すべき事由により、火災や火災に伴う人的及び物的被害を与えた不祥事を起こした場合には、その損害を賠償しなければならない。

この要領は令和7年8月1日から施行する。

以上

人と環境に配慮しながら、焚き火を楽しもう

焚き火利用の手引き

■ Check

隣り合う2区画以上 を予約する

森林と隣人のテント等と
十分な距離をとろう！

(例) 身長 150cm

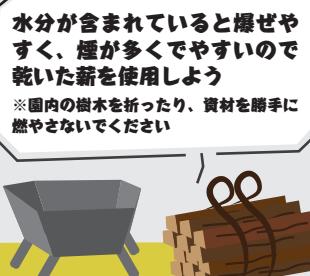


5m 程度離れる

■ Check

薪・焚き火台・ 焚き火シート を準備

★火床は地面から 20cm 以上 (目安: 500ml ペットボトル1本分)
★焚き火台より大きめの焚き火シート



水分が含まれていると燃えやすく、煙が多くてやすいので乾いた薪を使用しよう
※国内の樹木を折ったり、資材を勝手に燃やさないでください

■ Check

延焼を防ぐため バケツに水を 準備

直接水をかけて
消火するのは
緊急時のみ

緊急用

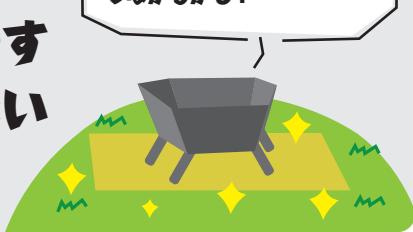


万が一の場合は消火活動を行い、職員へお伝えください。
消防車誘導が必要な場合には開門作業を行う必要があります。

■ Check

落ち葉など、 燃え移りやす いものがない かチェック

燃えている薪のかけらが
落ち葉の上に落ちると火災に
つながるかも！



■ Check

火は大人が 管理

思わぬ事故を予防しよう！
また、大きな炎は大地や周
辺への影響がでやすくなり
ます。火の管理をしっかりと
おこないましょう。



■ Check

強風時は 行わない



焚き火利用可能エリアでも強
風時には焚き火がご利用でき
ない場合がございます。

■ Check

火の管理は 最後まで！

火の側から離れるときは、
火が完全に消えたことを確認してから。

★夜 22 時迄・朝 10 時迄に消火
★灰は炊事棟の灰捨て場へ処理



焚き火利用可能区画 1-25、35-41、61-88区画
焚き火利用時間時間 夕方: 17 時~22 時 (22 時までに消火),
朝: 6 時~10 時 (10 時までに消火)

▼緊急時連絡先 (沖縄県 県民の森)
098-967-8092

THE FOREST
OKINAWA